

宇治田原町職員コンプライアンス宣言の策定方針について(案)

【趣 旨】

令和3年9月30日に策定した「宇治田原町入札不正再発防止策」に基づき、職員の法令遵守と職務の倫理保持について明文化を図るために、「宇治田原町職員コンプライアンス宣言」を策定する。

【策定方法等】

職員のコンプライアンスに関する取り組みを住民に対し明文化を図った上で、より実効性を高められる取り組みとするため、職員が身近に感じることができ、職員一人ひとりがコンプライアンスの重要性を常に認識できる宣言又は条例を制定する。なお、職員が宣言内容を十分に理解した上で、コンプライアンスの意識向上を図るため、毎年全職員が宣誓署名を行う。

〈令和4年10月1日宣言予定〉

「宇治田原町入札不正再発防止策」の策定（令和3年9月30日）から1年

【宣言の骨子】

地方公務員法等の規定に沿った宣言内容とする。

1. 法令の遵守

公務員として住民全体の奉仕者であることを自覚し、公務中はもとより、公務外においても法令を遵守する。

（関係法令等）宇治田原町服務規程、地方公務員法

2. 守秘義務の徹底

職務上、知り得た秘密を漏らさず、常に公平公正な職務遂行にあたる。

（関係法令等）宇治田原町服務規程、地方公務員法

3. 信用失墜行為の禁止

信用を失墜する行為をしないため、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、行動する。

（関係法令等）宇治田原町服務規程、地方公務員法

4. 疑惑等を抱かれることのない行動の徹底

自らを律し、住民から疑惑や不信を抱かれることのない行動を徹底する。

（関係法令等）宇治田原町服務規程、地方公務員法、刑法

5. 不当要求行為に対し毅然とした態度での対応

特定の個人や団体を有利に取り扱いすることや法令に反する行為を強要されるといった不当要求行為には毅然態度で対応する。

（関係法令等）宇治田原町不当要求行為等対策委員会設置要綱、宇治田原町暴力団排除条例

6. 不正行為事案を発見等した場合には直ちに対応

不正行為事案を発見等した場合には、直ちに発注担当職員行動指針等に基づき対応する。

(関係法令等) 建設工事等の発注事務等に関する宇治田原町発注担当職員行動指針、宇治田原町不当要求行為等対策委員会設置要綱

【スケジュール】

令和4年

5月18日	入札等委員会（庁内）へ策定方針に係る意見聴取
5月25日	入札監視等委員会（外部）へ策定方針に係る意見聴取
6月	素案作成 入札等委員会（庁内）へ素案に係る意見聴取
7月	入札監視等委員会（外部）へ素案に係る意見聴取（書面） 町議会（常任委員会）へ素案を提示
9月	町議会（全員協議会）へ報告
10月1日	「宇治田原町職員コンプライアンス宣言」を施行 ※「宇治田原町入札不正再発防止策」の策定（令和3年9月30日）から1年 宣言後順次 町広報紙及びホームページへの掲載 全職員が宣誓書に署名を行うとともに、コンプライアンス宣言の縮小版（A5サイズ）を全職員に配布し、机上等に掲示。

※ 職員のコンプライアンス意識の向上、意識の持続を図るため、外部講師による「職員のコンプライアンス研修」を継続実施する。

【参 考】 宇治田原町入札不正再発防止策の抜粋

2 職員の法令遵守と職員倫理の向上

① 職員の法令遵守と職務の倫理保持の明文化

職員の法令遵守と職務の倫理保持について明文化し、住民への誓いといった形で繰り返し徹底を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員の法令遵守と職務の倫理保持に関する宣言又は条例の制定	職員の法令遵守と職務の倫理保持に関する住民への誓いを明文化するため宣言又は条例を制定。	令和4年度